

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月28日
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井元 義昭
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 安田 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 安田 俊治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月28日付で臨時報告書を提出したことに伴い、平成23年12月28日に提出した有価証券届出書並びに平成24年1月30日、1月31日、2月20日及び2月24日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1 臨時報告書の提出について
- 2 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。なお、訂正前の記載自体に下線が付されている箇所が存在しましたが、訂正箇所のみに下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月24日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<中略>

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

お取引先3金融機関及び大口商取引債権者のうち1社からの債務免除により平成24年7月期第3四半期の連結及び個別決算において債務免除益21億92百万円を特別利益に計上する見込みであります。

(訂正後)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月28日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<中略>

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

お取引先3金融機関及び大口商取引債権者のうち1社からの債務免除により平成24年7月期第3四半期の連結及び個別決算において債務免除益21億92百万円を特別利益に計上する見込みであります。

(平成24年2月28日提出の臨時報告書)

[提出理由]

平成23年12月28日開催の当社取締役会において決議された第三者割当による当社普通株式の発行(以下、「本第三者割当」といいます。)について、平成24年2月20日開催の当社臨時株主総会において承認を受け、平成24年2月28日に払込みが完了したことに伴い、当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

また、平成24年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の代表取締役役に異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1.親会社の異動(新たに親会社となる会社)

(1)当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

- (イ)名称 株式会社ハウスセゾン
(ロ)住所 京都府京都市上京区河原町通今出川下る二丁目栄町364番地
(ハ)代表者の氏名 代表取締役社長 井元義昭
(ニ)資本金の額 97,000,000円
(ホ)事業の内容 不動産の管理・賃貸及び開発

(2)当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	150,000個	60.82%

(注1)異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成23年7月31日現在の株主名簿を基準とした発行済普通株式に係る総株主の議決権の数(96,602個)に、本臨時報告書提出日において株式会社ハウスセゾンに対する第三者割当による新株式発行により増加した普通株式に係る議決権の数(150,000個)を加えた数を基準として算出しております。

(注2)「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3)異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

本第三者割当は、平成24年2月20日開催の当社臨時株主総会において承認され、平成24年2月28日に当該普通株式の払込みがなされました。当社は株式会社ハウスセゾンより、本第三者割当において割り当てられた当社の普通株式15,000,000株について、その全てを取得した旨の報告を受けました。

この結果、平成24年2月28日付で株式会社ハウスセゾンの当社の総株主等の議決権に対する所有割合が50%超となるため、株式会社ハウスセゾンは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び第4項第1号に規定する当社の親会社に該当することとなります。

当該異動の年月日
平成24年2月28日

2. 主要株主の異動(新たに主要株主となるもの)

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称
株式会社ハウスセゾン

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	150,000個	60.82%

(注1) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成23年7月31日現在の株主名簿を基準とした発行済普通株式に係る総株主の議決権の数(96,602個)に、本臨時報告書提出日において株式会社ハウスセゾンに対する第三者割当による新株式発行により増加した普通株式に係る議決権の数(150,000個)を加えた数を基準として算出しております。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日
平成24年2月28日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 2,586,636千円
本報告書提出日現在の発行済株式総数 24,661,000株

3. 代表取締役の異動

(1) 異動する代表取締役の氏名、職名及び生年月日、当該異動の年月日並びに当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
井元 義昭 (昭和19年10月20日生)	代表取締役社長	—	平成24年2月28日	—株

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名 井元 義昭(いもと よしあき)

主要略歴 昭和42年4月 津ノ国会計事務所入所

昭和61年7月 丸清商事(株)(現(株)エス・エム・シー)設立、代表取締役社長(現任)

昭和62年1月 (株)ハウスセゾン 取締役

昭和62年6月 同社 代表取締役社長(現任)

平成14年3月 (株)はーとふるセゾン設立

代表取締役社長(現任)

平成23年2月 (株)パーム・ド・セゾン設立

代表取締役社長(現任)

平成23年11月 George Spirits(株)設立

代表取締役社長就任(現任)

2 事業等のリスクについて

(訂正前)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月24日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月24日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月24日)現在において当社グループが判断したものであります。

<中略>

(10) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は96,602個(直前の基準日である平成23年7月31日現在)であり、今回の新株式の発行数15,000,000株に係る議決権数は150,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は155.3%と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化が生じる可能性があり、この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることが見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。

(訂正後)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月28日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

<中略>

(10) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は96,602個(直前の基準日である平成23年7月31日現在)であり、今回の新株式の発行数15,000,000株に係る議決権数は150,000個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は155.3%と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化が生じており、この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(11) 削除

(11) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることが見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされ、平成24年2月28日に払込みが完了しております。